

【県域助成 7】

社会福祉法人 宮城県共同募金会

令和 8 年度事業 緊急支援助成事業 募集要項

1 目的

宮城県内の社会福祉施設において、当該年度当初以降に急な施設整備に不具合が生じるなど、緊急的な修繕等が必要となり、利用者の安心・安全な生活支援に支障をきたす場合に限り、当該年度中に助成するものとする。

2 助成対象施設

社会福祉法人及び特定非営利活動法人等が運営する児童福祉施設（児童自立援助ホーム含む）、婦人保護施設、母子・父子福祉施設、保育園、一時預かり保育、放課後等デイサービスセンター等。（※別紙 6 参照）

3 対象外施設

- （1）介護保険法に基づく施設団体又は、企業・病院内保育園
- （2）前年度及び当年度に助成決定を受けた施設

4 対象事業

- （1）施設利用者の生活支援に支障をきたすために緊急を要する施設の修繕や備品整備事業
- （2）当該年度において、他に財源がなく緊急的に助成支援が必要な事業

5 助成予算総額 150 万円

6 助成対象経費

1 事業 50 万円を上限とし、総事業費の 90 % を助成する。

7 助成申請

申請団体の代表者（以下、「申請団体の長」という。）は、助成金申請書（様式第 1）を別に定める期日までに県共募会長あて提出しなければならない。

- （1）募集期間：令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 30 日（金）本会必着（11 月下旬決定）

また、助成金申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （2）申請団体の定款又は会則等、役員、会員名簿
- （3）事業計画書、収支予算書、運営状況報告書
- （4）見積合せ点検票、見積書、現況写真、製品カタログ、実施設計書（工事施工のみ）
- （5）直近年度決算書・事業報告書、予算書・事業計画書

8 助成決定

県共募配分委員会において、助成申請内容を精査し、必要経費の助成の可否を決定した後、助成金決定（却下）通知書（様式第 2）により申請団体の長に通知する。

9 事業の変更等

助成金の決定後、事業の変更又は廃止をしようとするときは、変更（廃止）申請書（様式第 3）を県共募会長に提出し、承認を得なければならない。

10 完了報告

申請団体の長は、事業完了後すみやかに助成金事業完了報告書（様式第5）を県共募会長あて提出するものとする。

1 1 その他

この要項に定めるもののほか、助成交付に関し必要な事項は、県共募会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年9月27日から施行する。

この要項は、令和4年4月11日に改正し、施行する。

この要項は、令和5年4月3日に改正し、施行する。

この要項は、令和6年10月8日に改正し、施行する。

この要項は、令和7年9月19日に改正し、施行する。

この要項は、令和8年8月19日に改正し、施行する。